

○ 語学特別研修要綱（例規通達）

平成30年1月24日付け

山口警教第20号

観光、研修等で山口県に滞在し、又は在住する外国人が増加傾向にある中、外国人とのコミュニケーションの円滑化、警察に係る制度、手続等の分かりやすさの確保、警察活動に係る基盤の整備等に取り組んでいるところ、外国人に係る事件、事故等に迅速・的確に対応するため、国際感覚を有する語学能力に優れた警察官を育成することを目的に、別添のとおり語学特別研修要綱を制定し、平成30年2月1日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

## 別添

### 語学特別研修要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、国際感覚を有する語学能力に優れた警察官を育成するために行う語学特別研修（以下「研修」という。）について必要な事項を定めるものとする。

#### (選考)

第2条 警務部教養課長（以下「教養課長」という。）及び地域部地域企画課長（以下「地域企画課長」という。）は、警務部警務課長と連携を図った上で、その協議により、別表に掲げる基準に該当する者の中から語学特別研修員（以下「研修員」という。）を選考するものとする。

#### (上申)

第3条 教養課長は、前条の規定により選考した者を警察本部長（以下「本部長」という。）に上申するものとする。

#### (指名)

第4条 本部長は、前条の規定による上申を受け、研修員を指名するものとする。

#### (研修期間、配置及び人員)

第5条 研修期間は、原則として1年とする。

2 研修員は、岩国警察署に配置する。

3 研修人員は、1人とする。

#### (研修指導体制)

第6条 警察本部における研修員を指導する体制は、次の各号に掲げる者をもって構成し、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 総括指導責任者 警務部長

(2) 本部指導推進責任者 教養課長及び地域企画課長

(3) 本部指導推進補助者 警務部教養課職場教養担当課長補佐及び地域部地域企画課企画第一担当課長補佐

2 警察署における研修員を指導する体制は、次の各号に掲げる者をもって構成し、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 警察署指導推進責任者 岩国警察署長

(2) 警察署指導推進補助者 岩国警察署渉外課長及び岩国警察署地域第一課長

(3) 指導員 岩国警察署渉外課に所属する職員の中から警察署指導推進責任者が指定する者

#### (研修方法)

第7条 指導員は、研修員に対して、語学能力の向上、外国人からの申出等への対応力の強化、外国の文化、習慣等に対する理解の促進等を図るため、総合的な研修を実施するものとする。

(研修日誌)

第8条 研修員は、研修を受けたときは、その状況を語学特別研修日誌（別記第1号様式。以下「日誌」という。）に記載するものとする。

(報告)

第9条 研修員は、毎月1回、研修の状況を警察署指導推進補助者を經由して警察署指導推進責任者に報告するものとする。

2 前項の報告は、語学特別研修状況報告書（別記第2号様式。以下「報告書」という。）に日誌を添えて行うものとする。

第10条 警察署指導推進責任者は、前条の規定により報告を受けたときは、当該報告書及び日誌を本部指導推進責任者に送付するものとする。

2 本部指導推進責任者は、研修期間が終了するときは、報告書により総括指導責任者に報告するものとする。

(検討会)

第11条 本部指導推進責任者は、必要と認めるときは、本部指導推進補助者に命じて、本部指導推進補助者、警察署指導推進補助者、指導員及び研修員による検討会を開催し、研修の達成状況を検証するとともに、研修の効果的な推進について検討するものとする。

2 本部指導推進責任者は、前項の検討会の結果を総括指導責任者に報告するものとする。

(庶務)

第12条 研修に関する庶務は、警務部教養課において処理する。

附 則

この訓令は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

（令和元年6月28日山口警務第519号不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係例規通達の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この訓令は、令和元年6月28日から施行する。

附 則

（令和2年3月5日付け山口警務第140号山口県警察の組織改編に伴う関係例規通達の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（令和5年3月3日付け山口警務第157号山口県警察の組織改編に伴う関係例規通達の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（令和8年2月27日付け山口警務第135号山口県警察の組織改編に伴う関係例規通達の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。